

生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（平成30年6月分）

<私学振興> 授業料軽減助成金等について

生徒・保護者とも都内在住で、都外の学校へ通っている。去年は、学校から案内がなかったため、制度を知らず申請することができなかった。都では、どのような広報を行っているのか。

【対応】

このたびは、制度の御案内がなかったために申請することができなかったとのことで、申し訳ございませんでした。

授業料軽減助成金等の生徒・保護者の方への御案内につきましては、都内及び申請実績のある都外の私立高校等へ申請案内を送付するとともに、広報東京都や東京都等のホームページでお知らせをしております。また、都内の中学3年生に対しても制度案内を配布させていただいたてしております。加えて、今年度は全ての道府県に対して、都外の私立高校等への制度の周知について依頼をしております。

今後とも丁寧な制度の周知に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

<私学振興> 授業料軽減助成金等について

授業料軽減助成金について、過年度の申請を認めてほしい。昨年度も申請可能であったのに、リーフレットをよく読まなかったため、対象外だと思いこんでしまった。もっとわかりやすくアナウンスをしてほしい。

【対応】

このたびは、授業料軽減助成金に関する御意見をいただき、ありがとうございます。

授業料軽減助成金については、大変申し訳ございませんが、過年度の申請は受け付けておりません。

また、申請案内のリーフレットの記載内容については、今後ともより分かりやすいものとなるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

<文化振興> Tokyo Tokyo FESTIVAL 企画公募の結果について

応募者から入電。一次審査が遅れているとHPで見たが、いつ頃になるか。合格しても落選しても通知は来るのか

【対応】

この度は Tokyo Tokyo FESTIVAL 企画公募にご応募いただき、ありがとうございます。また、公式ホームページを御確認いただき、ありがとうございます。今回、大変多くの皆さまからご応募いただき、当初の予定より審査が遅れ、長らくお待たせして大変申し訳ございませんが、審査結果の御連絡はもうしばらくお待ちください。

(その後の状況) 採否にかかわらず第一次選考の結果については、7月3日より通知いたしました。住所不明等の皆様につきましては、追ってメール等でお知らせいたします。なお、選考過程及び採否の理由につきましてはお答えできませんので、ご了承ください。今後、第二次選考を行った後、速やかに採択を決定する予定です。

<消費生活> 架空請求等への対応について

架空請求らしきメールが届き、どう対応したらよいか不安なため、相談したい。

【対応】

平素より消費生活行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

心当たりのない未納料金を請求するとともに法的措置をほのめかして脅し、連絡するよう誘導するメール・はがき・SMS は、典型的な架空請求の手口であり、無視して削除するのが一番です。万が一連絡を取ってしまった場合は、しばらく知らない番号からの電話は取らない等、徹底して対応しないようにしてください。しつこく連絡が来る、身に覚えのない請求書が届いた等のトラブルがあれば、消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン188（いやや）にお電話いただければ、音声案内により最寄の消費生活センターに繋がります。

また、東京都のHP、「東京暮らしWEB」では、架空請求の通報を受け付けています。通報はこちらのページ

(<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>)よりお願いいたします。

同HPでは、架空請求の手口と対処方法についても掲載しています。下記URLよりご覧ください。

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/>

＜都民生活＞ セクハラに関する法律について

セクハラについて、条例や法律でどのように定められているのか。

【対応】

この度はセクシュアル・ハラスメントについてお問い合わせいただき、誠にありがとうございます。ごぞいます。

東京都男女平等参画基本条例は、セクシュアル・ハラスメントが性別による権利侵害であることから、「何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない」と規定しています。

また、男女雇用機会均等法※は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けています。

東京都では、職場におけるハラスメント行為を防止するために、法令の周知や相談等を実施しています。

これからも、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント行為が、社会的に許されないものであることを広く周知するとともに、その防止に努めます。

※ 略称です。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」です。